

生徒心得

生徒心得は、学校生活に關係のある基本的な事項を示したものである。高校生らしくきちんとした生活をするために、これらの注意事項を守らなければならぬ。また、注意事項のすべてを網羅してあるわけではないから、ここに掲げていない事柄についても学校の指導を受け入れて生活しなければならない。

1. 登校・下校

- (1) 始業の予鈴までに登校する。
- (2) 登校後は授業終了まで外出しない。
- (3) 授業終了後は午後5時までに下校する。
特に学校が認めた場合には、5時以降の居残りを認める。
- (4) 休日の登校は原則として認めない。
H R・委員会・部または同好会などの活動で登校する場合は活動届を生活指導部を通じて学校へ提出する。
- (5) 次の事項については届・願を提出する。
(イ) 遅刻、早退、欠課、欠席、忌引などの届

生徒手帳に記入し学級担任に提出す

る。

届出月日、期間、事由、保護者氏名印を記入し、原則として事前に、やむを得ない場合は翌日届ける。欠席の場合は、電話（8：00～8：30）その他の方で事前に学校に連絡し、無断欠席しないようとする。

(ロ) 長期欠席願（学級担任→教務部）—
1週間以上にわたる欠席の場合—病気欠席の場合はできるだけ医師の診断書を添えること。

(ハ) 外出許可願 生徒手帳（学級担任）
様式—願出月日、外出及び帰校時刻、理由

(ニ) 公欠許可願（関係教員）

(ホ) 忌引の日数

父母7日以内 祖父母3日以内 兄弟姉妹3日以内 曾祖父母1日以内 伯叔父母1日以内 おい・めい1日以内

葬儀等が遠隔地の場合は、日数を考慮することができる。

2. 台風の接近及び大雪に伴う非常措置について

台風接近及び大雪に伴う非常措置は、以下の対応を原則とする。また、登校する際には、交通機関や道路の状況を確認し、安全には十分注意すること。

1 「警報」が発令された場合

【台風等の場合】

多摩北部・多摩南部・多摩西部の全ての地域に、「大雨警報」及び「暴風警報」の両方の警報が発令されている場合は、登校を見合わせ、自宅待機とする。

【大雪の場合】

多摩北部・多摩南部・多摩西部の全ての地域に、「大雪警報」及び「暴風雪警報」の両方の警報が発令されている場合は、登校を見合わせ、自宅待機とする。

2 「警報」が解除された場合について

以下の措置を取る。

ア 午前6時までに解除となった場合は、平常通りの授業開始とする。

イ 午前8時までに解除となった場合は、始業を遅らせ3校時の授業から開始とす

る。

ウ 午前11時までに解除となった場合は、始業を遅らせ5校時の授業から開始とする。

エ 午前11時までに解除されない場合は、一日自宅学習とする。

3 高幡不動駅を含む区間の鉄道が不通の場合

(1) 多摩都市モノレールの高幡不動駅を含む区間、および京王電鉄の高幡不動駅を含む区間の両方が不通の場合は、登校を見合わせ、自宅待機とする。

(2) 上記区間のどちらかが復旧した場合について、以下の措置を取る。

ア 午前6時までに復旧した場合は、平常通りの授業開始とする。

イ 午前8時までに復旧した場合は、始業を遅らせ3校時の授業から開始とする。

ウ 午前11時までに復旧した場合は、始業を遅らせ5校時の授業から開始とする。

エ 午前11時までに復旧しない場合は、一日自宅学習とする。

2013年11月27日改正

3. 考査

【考査1週間前及び考査期間中】

1. 考査前日までに、机の上の落書きは消し、シール等ははがし、机の中は空にする。机の脇には何もかけない。

2. 原則として、放課後の部活動・委員会活動は禁止とする。

3. 職員室、各教科の準備室、印刷室への入室は、成績処理が終わるまで、禁止とする。

★ 特に用事のある時は、入り口で用件を述べ、担当の教員の指示に従う。

【考査時】

試験当日の朝は、余裕を持って登校する。(電車の遅延等があるかもしれません。)

★ 電車が途中で止まるなど、テスト開始間に合わないと予測される場合は、学校に連絡する。

1. 2時間目以後の受験者が早く登校した場合は、図書室で静かに勉強して待つ。(空き教室で騒がない!)

2. 試験教室で、廊下側から出席番号順に並ぶ。選択科目の場合は指定された席に座る。

3. 机の中には一切物を入れない。机の脇に

何もかけない。

- ☆ 机上には筆記用具と消しゴムのみとする。
4. 携帯電話・スマートフォンはあらかじめスイッチを切り、カバンに入れる。(原則として、考查中、手に取った場合は不正行為とする。)
 5. カバンは、チャックを閉めて教室の前か後ろに置く。
 6. 考査時間中、物品の貸し借りは禁止とする。
 7. 問題配布開始後は、声をださない。
 8. 夏季のうちわの使用、冬季の膝掛け・コート・マフラー類の着用、及び膝上、座布団代わりにするなどは禁止とする。(脱いだ上着を膝や椅子にかけることも禁止)
 9. 不正行為またはそれに類する行為、疑わしい行為はしない。特別指導の対象となる。
 10. 遅刻した場合は残余の時間で受験する。
20分を過ぎた場合、受験はできるが「欠席扱い」となる。
 11. 考査会場からの途中退室は認めない。無断退出した場合、その科目は0点となる。
 - ★ トイレなどやむを得ない事情がある場合

- 22 -

は、監督の教員に申し出る。

途中退出が認められた場合、再入室後は新しい解答用紙で続きを受験する。ただし、新しい解答用紙の解答は参考としか扱われない。

12. 原則として、別室受験は認めない。

★ 別室受験は、保護者または担任を通じて教務部へ申し出があり、やむを得ない事情と認められた生徒のみ別室での受験ができる。(生徒のみによる申し出に対しては、別室受験は認めない。)

4. 清掃

- (1) 放課後、学級分担区域を清掃する。
- (2) 清掃終了後、班長は学級担任あるいは分担区域の担当教員に連絡する。
- (3) 清掃用具は所定の場所に整理し、破損、紛失の場合は係の教員に届け出る。
- (4) 大掃除の場合は、別に指示する要項にもとづいて行う。

5. 空調設備の使用

- (1) 空調設備の使用期間は、原則として夏季は7月1日より9月30日、冬季は12月1日より翌年3月修了式の日までとする。

- 23 -

(2) 運転入・切その他取り扱いは、クラス担任または使用教室担当教員の指示を受ける。

(3) 別に定められた使用上の細則をよく守って、事故の起きないよう留意する。

6. 校舎校具の使用

校舎、校具は大切に取り扱う。もし誤つて破損した場合は、学級担任または担当教員に届け出る。

7. ロッカー使用について

(1) ロッカーは学校の大切な備品であり、生徒に対して1年間毎に貸与するものであるから、生徒は十分注意して使い、ていねいに取り扱うよう心掛けること。

(2) ロッカー内は常に清潔にしておき、学籍番号ラベルを必ずつける。

(3) ロッカーの鍵は各自で南京錠（シリンドラー鍵が望ましい）をつける。シリンドラー鍵でない場合は予備の鍵を担任の教員に預かってもらう。

8. 服装及び頭髪について

(1) 男子・女子とも制服を着用し、校章をつける。

〔男子：学校指定のブレザー・ズボン、白ワイシャツ、ネクタイ〕

〔女子：学校指定のブレザー・スカート、ズボン（希望者）、白ワイシャツ、リボン〕

〔ネクタイ・リボンの着用方法〕

式典（入学式・始業式・終業式・卒業式）及び公式の場では緑系ネクタイ（男子）・緑系リボン（女子）を着用する。

普段は〈緑系ネクタイ、青系ネクタイ、緑系リボン、赤系リボン、何も付けない〉から選ぶ。

(2) 夏季は、男子・女子ともに白ワイシャツ（白ポロシャツ可）を着用する。

(3) 冬季は、ブレザーを着用する。（ブレザーの下に紺・黒・グレー・白・ベージュ・茶色・濃青・深緑のベスト、セーター及びカーディガンの着用可、ただしVネックに限る）

トレーナー、パーカー類は不可。

(4) 異装願 やむを得ず規定以外の服装をする場合は、生徒手帳に「異装願」を記入し、保護者捺印の上學級担任に届け出る。

様式—願出月日，期間，事由，保護者氏名印

(5) 校舎内を清潔に保つため，登校靴，野外運動靴，上履き及び体育館履き（学校指定のもの）を区別する。

(6) 頭髪は男子・女子とも高校生らしい端正なものとする。（カラーリング・加工はしない）

9. 図書館の利用について

(1) 開館規程

イ. 閲覧時間 每日8時40分より16時50分まで。

(夏季休業期間は別規程)

ロ. 休館日 日曜日，祝日，学校行事日，休業日

ハ. 開架式自由閲覧（分類はNDC表参照）

ニ. 自習時間に図書館を利用する場合は，監督の教員を通じて図書館担当職員に申し出る。

(2) 貸出規程

イ. 貸出しの対象 本校生徒及び職員

ロ. 貸出しの資料 禁帶出ラベル以外の図書，雑誌のバックナンバー

ハ. 貸出し期間 2週間

ニ. 貸出し冊数 5冊

ホ. 事故手続き 貸出しを受けた図書を，破損，紛失した場合は，すみやかに図書館担当職員に申し出て，所定の手続きをとる。

ヘ. 禁帶出の本の貸出は原則として行わない。ただし，例外として授業等で利用する場合は，一夜貸出しで貸出すことができる。

(3) 閲覧規程

イ. 閲覧室には，教科書，ノート，鉛筆，貴重品以外持ち込まない。

ロ. 閲覧中は，常に静粛に，私語，音読は慎む。グループ研究は別室で行う。

ハ. 図書館内は飲食禁止とする。

ニ. 本に書き込みや，切り抜きなどを絶対にしない。

ホ. 退室する時は，本をもとの位置に正しく返しておく。

ヘ. 館内での携帯電話の使用は禁止する。

ト. 著しく他人への迷惑となるような行為をした者は入館停止もありうる。

10. 保健の心得・保健室の利用について
- (1) 日頃から規則正しい生活と自己の健康管理に努め、心身の健康発達、疾病予防を心掛ける。
 - (2) 学校で行う健康診断は必ず受け、検査の結果異常を指摘された生徒は、早期に適切な処置を講ずること。
 - (3) 校内で発病または負傷した場合は、関係教職員に連絡し指示を受ける。
 - (4) 保健室は健康診断・健康相談・救急処置等、保健指導および保健管理を行う。
 - (5) 保健室で行う処置は応急処置である。必要に応じ医療を受けること。
 - (6) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付制度について
学校管理下の災害に起因する負傷・疾病に係る医療費等が給付対象となる。担任または顧問に申し出て所定の手続きを行う。
 - (7) 右の感染症に罹患した時は、登校することなく、担任にその旨を申し出、所定の手続きを行う。

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髓炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属S A R Sコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属M E R Sコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。）
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核及び脳膜炎菌性脳膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

制 服

[制服取り扱い業者]

(株) ムサシノ商店
イトヨーカドー多摩センター店
〒206-0033 多摩市落合1-44
Tel. 042-373-3721

[アフターケア]

・袖出し、ウエスト出し、丈出し
・穴あき修理、ファスナー交換
・ネクタイ、リボン、校章の販売など。

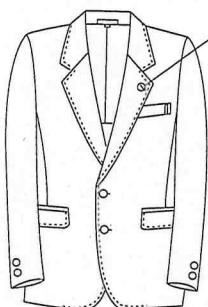
11. 進路室の利用について

進路室は進路指導室と進路資料室からなっている。

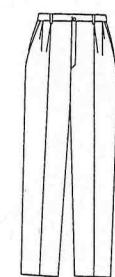
- (1) 進路指導室には、進路指導部教員の許可を得て入室する。
- (2) 進路資料室の開室時間は始業時から放課後5時までとする。
- (3) 進路指導室・資料室では飲食禁止とし、静粛にして、他の人の迷惑にならないようにする。
- (4) 進路資料は多くの人の利用に供するため、進路資料室内での閲覧を原則とする。また閲覧後は資料を元の位置に戻し、整理整頓に努める。
- (5) 貸出しを希望する書籍等がある場合は、進路指導部教員に申し出て許可を得、期日までに必ず返却する。

男子制服

- | | |
|---------------|------------|
| ブレザー | ズボン |
| ・背広シングル 2つボタン | ・2タック・シングル |
| ・総裏 | |
| ・そで 2つボタン | ワイシャツ |
| ・衿穴あき | ・白地 |
| ・ネクタイ | |
| 緑色地に翡翠色のストライプ | |



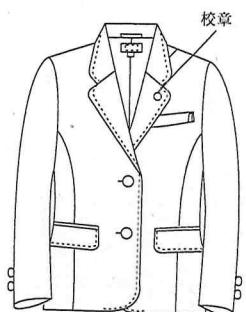
校章



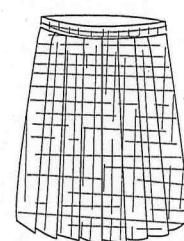
- 32 -

女子制服

- | | |
|---------------|--|
| ブレザー | |
| ・背広シングル 2つボタン | |
| ・総裏 | |
| ・そで 2つボタン | |
| ・リボン | |
| 緑色地に翡翠色のストライプ | |



校章



- | | |
|------------|--|
| スカート | |
| ・車ひだ (16本) | |
| ・脇あきファスナー | |
| ・丈は膝の中心 | |

- | | |
|-------|--|
| ワイシャツ | |
| ・白地 | |

- 33 -

12. 学級日直

学級日直は各学級内で輪番制とし、次の仕事を行う。

- (1) 始業前 ○学級日誌を取りに行く。
- (2) 休み時間 ○黒板、黒板ふきの整備。
- (3) 放課後 ○清掃状況の点検。○教室の戸締り。○学級日誌は、記入後、学級担任へ提出する。
- (4) その他 ○必要に応じて諸掲示、伝達を行う。○教室を離れる時窓を閉め、消灯を確認する。

13. 遺失物・拾得物・盗難

- (1) 各自の所持品には、必ず記名しておく。
- (2) 貴重品は持参しない。やむを得ない場合には必ず身につけておく。貴重品は各自、自己管理を徹底する。
- (3) 金品を紛失したり、拾得した場合は、ただちに学級担任または生活指導部担当教員に届け出る。
- (4) 盗難にあった場合は、ただちに学級担任および生活指導部に届け出る。

14. 校内掲示および印刷物の配布

- (1) 教室内の掲示は、その教室の担当教員

の承認を得た後、掲示する。

- (2) 教室外の掲示は、担当教員の承認を得た後、掲示する。
- (3) 顧問のないグループまたは個人の発行する印刷物は、担当教員の承認を得た後、配布する。

15. 自転車・通学

- (1) 自転車通学の際は自転車通学届を提出し、認められた者は、配布されたシールを貼付し、校内では定められた場所に駐輪し必ず施錠をする。あくまで交通ルールを守る。
- (2) バイクによる通学は認めない。また学校近隣地域への乗り入れも禁止する。

16. その他留意すべき事項

- (1) 始業、下校、諸集会などの時間をよく守る。
- (2) 飲酒、喫煙は絶対にしない。
- (3) いかなる理由でも、暴力を行使しない。
- (4) 制服でのバイク乗車（同乗を含む）は禁止する。